



Title	阪大法学 第七二巻 総目次 (一～六号)
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2023, 72(6)
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91007
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

阪大法学 第七二巻 総目次 (一) (六号)

論 說

中国における法律扶助条例下の民事法律扶助の展開に

関する一考察 (二三)

——当局はなぜ拡充してきたのか？

感情侵害行為の処罰に対する制約の探求 (二・完)

——感情侵害原理を巡る議論を中心として——

韓国におけるパブリシティ権の保護 (一一)

——二〇二二年不正競争防止法の改正を中心として——

法的因果関係における反事実条件文の法理学的検討 (二・完)

司法の法律および憲法への二重拘束と憲法適合的解釈 (二・完)

——ドイツ連邦通常裁判所の民事裁判を手掛かりとして——

生命権および身体保全の権利から生ずる積極的義務の

時間的範囲 (一一)

使用者による情報提供の仕組みに関する試論

——イギリス法の議論を参考に——

検索事業者の表現の自由に関する一考察 (二・完)

——アメリカ法上の議論を手がかりとして——

刑事訴訟法学における同意反復的解釈について

風景の自由の著作権制限

	号	頁	通頁
坂口 一成	一	一	一
亀田 悠斗	一	四五	四五
申 賢哲	一	七一	七一
山本 展彰	一	九七	九七
原島 啓之	一	一二五	一二五
中尾 元紀	一	一七七	一七七
宮本 雅史	一	二一一	二一一
上本 翔大	一	二四九	二四九
松田 岳士	一	三九二	三九二
茶園 成樹	一	四一四	四一四

中国における法律扶助条例下の民事法律扶助の展開に

関する一考察(四)

——当局はなぜ拡充してきたのか?

韓国におけるパブリシティ権の保護(二・完)

——二〇二二年不正競争防止法の改正を中心に——

生命権および身体保全の権利から生ずる積極的義務の

時間的範囲(二・完)

台湾における刑事控訴制度の成立と展開(二)

会派の法的地位と統制的意義(一)

——ドイツ公法学における「公開」での調査権行使の意義づけ——

利益衡量論(利益考量論)の再評価

ケルゼン「理論」とイエツシュ「理論」の方法論的位置関係と布置

——法律による行政原理をめぐって——

ドイツ行政裁判所法の仮命令制度に関する考察・補論

——仮処分制度との比較——

帝政末期ロシアにおける保守的言論の展開

——露仏接近とユダヤ人政策をめぐる立場の相違を手掛かりとして——

財産評価基本通達と租税回避

——最高裁令和四年四月一九日判決を題材として——

企業会計の前期損益修正と法人税法の公正処理基準との関係に係る

一考察

——企業会計基準第二四号の法人税法への影響評価も含めて——

台湾における租税法律主義と税法の解釈

——憲法法院一一一(二〇二二)年憲判字第五號判決を素材として——

坂口 一成	二	一	四一七
申 賢哲	二	五三	四六九
中尾 元紀	二	六七	四八三
胡 逸維	二	八七	五〇三
磯村 晃	二	一八六	六〇二
大久保邦彦	二	二一〇	六二六
高田 篤	三・四	七	六三五
長谷川佳彦	三・四	四一	六六九
竹中 浩	三・四	八七	七一五
吉田 正毅	三・四	一五二	七八〇
前田 謙二	三・四	一七六	八〇四
邱 怡凱	三・四	一九六	八二四

弁護士賠償責任保険契約に関する若干の考察 契約清算における契約対価もしくは期待利益の意味 —— 役務提供型契約に関するアメリカ法の議論の示唆 ——	山下 典孝	三・四	二二〇	八四八
捜査法の解釈方法 —— 最近の刑訴法学における主観法・客観法論争について ——	平田 健治	三・四	二五六	八八四
法源としての憲法判例の意義と射程	松田 岳士	三・四	二七八	九〇六
ドイツにおける環境団体訴訟の動向分析 —— 二〇一七年改革の評価 ——	松本 和彦	三・四	三〇二	九三〇
米国意匠法における機能性 国葬と法治主義 —— わが国の法状況の整理 ——	大久保規子	三・四	三二四	九五二
中国における法律扶助条例下の民事法律扶助の展開に 関する一考察(五・完)	茶園 成樹	三・四	三四八	九七六
—— 当局はなぜ拡充してきたのか? ——	高橋 明男	三・四	三七〇	九九八
韓国著作物法によるデータベース製作者の権利の保護	坂口 一成	五	一	一〇〇三
中国における公衆参与制度と電子政府の発展の影響	申 賢哲	五	二五	一〇二七
台湾における刑事控訴制度の成立と展開(二・完)	汪 穎	五	六七	一〇六九
会派の法的地位と統制的意義(二・完)	胡 逸維	五	一〇三	一一〇五
—— ドイツ公法学における「公開」での調査権行使の意義づけ ——	磯村 晃	五	二一〇	一二二二
デジタル化社会における行政手続と隣接法律専門職の役割 —— 住宅宿泊事業法に基づく届出手続からの考察 ——	池尻 範枝	五	二四〇	一二四二
日韓国交正常化交渉(一九六〇～一九六五)における 管轄権問題(一)	野間 俊希	六	一	一二四五
—— 池田・佐藤政権の対応と「相互黙認」案の成立 ——				

介入主義を応用した法的因果関係論の構想

刑事訴訟法の「動態性」について

立地選定法に基づく参加制度の到達点と課題

特別寄稿

株券不発行会社における株主名簿の免責的効力

第一〇回NPT再検討会議と核軍縮

ハーグ子奪取条約における常居所とその判断(二)

—— Monasky判例と新生児の常居所 ——

研究ノート

民事訴訟法91条の構造・再考(二)

民事訴訟法91条の構造・再考(三)

判例研究

当事会社の一方が債務超過によって市場から退出する場合の

企業結合審査事例

—— (株)USEN-NEXT HOLDINGSによるキャンシシステム(株)の株式取得事案

(公取委・平成30年度における主要な企業結合事例について・

事例七) ——

非婚の家族における連れ子養子縁組の事実上の禁止の違憲性

—— 二〇一九年三月二六日連邦憲法裁判所第一法廷決定

BYVerfGE 151, 101 ——

山本 展彰 六 一三六 一三八〇

松田 岳士 六 一五八 一四〇二

大久保規子 六 一八八 一四三二

吉本 健一 一 三六八 三六八

黒澤 満 五 一六二 二六四

渡辺 惺之 六 九六 一三四〇

高原 知明 一 二七五 二七五

高原 知明 二 一二三 五三九

野口宗一郎 一 二九九 二九九

宇多鼓次朗 一 三一五 三一五

資料

韓国商法総則・商行為編の改正

——日本法との比較と示唆——

商法総則・商行為法の現代化に向けて

——日韓比較法セミナー開催の経緯と意義——

その他

巻頭の辞

谷口勢津夫教授 略歴・主要著作目録

千景 鄭燦玉／訳 六 七二 一三一六

清水真希子 六 七六 一三二〇

瀧口 松本和彦 三・四 一 六二九

三・四 二三 七四一